

# 自治体における新型コロナウイルスに関連する 差別や人権問題への対応に関するアンケート

## 集計結果（6月8日現在）

※調査主体：（一社）部落解放・人権研究所

調査対象：47都道府県

実施時期：2020年5月20日～

実施方法：郵送調査（回答：郵送、メール、FAX、電話）

※回答自治体（40）：青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

**【問1】** 貴自治体において、新型コロナウイルスに関連する差別や人権の問題について相談する窓口を設置していますか？ 以下のうち該当する番号1つに○をつけてください。また、「設置している」場合は、担当部署名ならびに開設時期をご記入ください。

- |             |              |                                   |
|-------------|--------------|-----------------------------------|
| 1 設置している    | … 62.5% (25) | ※うち14は既存の人権相談窓口で対応（開設が2019年以前のもの） |
| 2 設置を検討している | … 0.0% (0)   |                                   |
| 3 設置していない   | … 35.0% (14) |                                   |
| その他         | … 2.5% (1)   | ※外部組織の人権相談窓口で対応                   |

**【問2】** 貴自治体において、新型コロナウイルスに関連する差別や人権問題について集約していますか？ 以下のうち該当する番号1つに○をつけてください。また、「集約している」場合は、担当部署名ならびに実施開始時期、現時点の集約の件数と具体的な事例についてご記入ください。

- |          |              |  |
|----------|--------------|--|
| 1 集約している | … 37.5% (15) |  |
|----------|--------------|--|

**【把握件数】** 計129件

**【具体的事例】**

- ・職場から差別的な扱いを受けた。行きつけのスーパーから差別的な扱いを受けた。
- ・感染者や医療関係者、県外の方、外国出身者への差別的言動等
- ・県外ナンバーであることを理由に施設の利用を断られた。
- ・公共施設の利用制限、市民活動、医療機関の受診拒否、発生場所の呼び名
- ・保育園登園拒否、ネット書き込み、県外ナンバー車嫌がらせ
- ・雇い止め事例、帰国者への差別事例等
- ・県外からの帰省者に対する誹謗中傷など
- ・介護施設に勤務している家族が、感染の不安を施設長に伝えたところ「仕事を辞めてかまわない」と言われた。
- ・小さな町に住んでいると感染者が犯人扱いにされる不安がある。
- ・職場の上司に、念のため喘息気味であることを伝えたところ、上司が話の途中で自席近くの窓を開け、自分に対しては「後ろに下がって話してくれ」と言われ不快な思いをした。
- ・感染の不安に関する相談、雇用の不安に関する相談、デマや噂、偏見に関する相談など
- ・家族に医療従事者がいることを知った勤務先から理不尽な扱いを受けた。
- ・差別、誹謗中傷、DV等
- ・感染者が通う学校への嫌がらせの電話

- |             |              |  |
|-------------|--------------|--|
| 2 集約を検討している | … 2.5% (1)   |  |
| 3 集約していない   | … 60.0% (24) |  |

**【問3】** 貴自治体において、新型コロナウイルスに関連する差別・偏見や誹謗中傷など、インターネット上の書き込み等を監視・削除要請するモニタリングの取り組みを実施していますか？ 以下のうち該当する番号1つに○をつけてください。また、「実施している」場合は、担当部署名ならびに実施開始時期、現時点の削除要請の件数と具体的な事例についてご記入ください。

1 実施している … 17.5% ( 7) ※うち3は既存のモニタリング事業で対応

**【把握件数】** 計39件

**【具体的事例】**

- ・〇〇町の〇〇病院長がコロナ感染疑惑
- ・デマや噂、偏見に関する書き込み

2 実施を検討している … 10.0% ( 4)

3 実施していない … 72.5% (29)

**【問4】** 貴自治体において、新型コロナウイルスに関連する差別や人権問題を解決するために、どのような啓発・教育活動に取り組んでいますか？ 以下のうち、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1 広報紙による広報・周知 … 65.0% (26)

2 パンフレットや冊子による広報・周知 … 20.0% ( 8)

3 ホームページによる広報・周知 … 97.5% (39)

4 Facebook や Twitter など SNS による広報・周知 … 42.5% (17)

5 イベント・集会（オンライン開催含む）による啓発活動 … 5.0% ( 2)

6 市民講座（オンライン開催含む）による啓発活動 … 0.0% ( 0)

7 学校教育における啓発活動 … 42.5% (17)

8 その他 … 52.5% (21)

- ・トップによる記者会見や動画サイトによる差別を行わないよう県民への呼びかけの実施
- ・新聞広告、テレビ・ラジオ広告
- ・テレビ・ラジオ、新聞、YouTube を活用した啓発
- ・SNS やメディア等を通じた「県人権大使」による啓発活動。ラジオへの職員電話出演による啓発活動。今後も機会をとらえて、工夫しながら順次実施する予定
- ・人権への配慮に関して地域住民への周知をお願いするため、各市町村長あてに依頼文書を送付
- ・テレビ、ラジオ、街中ビジョン、新聞広告、通知文発出
- ・ラジオやテレビの県政番組における広報
- ・知事から県民へのメッセージ（動画配信、記者会見等）
- ・新聞広告
- ・テレビ、ラジオのスポットCM
- ・全自治会向け啓発ポスターの配付
- ・日々の報道発表資料（感染症発生報告）による広報・周知、知事会見時における知事からのメッセージ配信
- ・市町への通知
- ・ポスターの作成と市町村への配付
- ・新聞への意見広告掲載
- ・TV 番組放送、TV スポット広告、ラジオスポット広告、YouTube 広告
- ・報道対応や知事記者会見でのお願い・注意喚起
- ・FMラジオ放送でのスポット啓発
- ・新聞への広告記事の掲載
- ・ショッピングセンター等における店内放送
- ・市町へ「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮」、学校や市町教育委員会へ「偏見・差別の防止

の徹底」を文書依頼

- ・毎月テーマを決めたうえで集中相談月間として取り組んでいるが、6月のテーマを、急遽「新型コロナウイルス感染症による差別」に変更して取り組む。
- ・医療関係者への謝意と誹謗中傷、差別的行為を行わないことを呼びかける三県知事共同メッセージを発信。
- ・感染した方、医療従事者やその家族への差別、偏見の禁止をテレビ、新聞広告、駅・バス停への提出により呼びかけ。
- ・ラジオによる広報・周知
- ・TV・ラジオCM、ポスター・チラシ作成・配布、大型ビジョンによる周知
- ・テレビ・ラジオ・新聞などマスメディアによる広報
- ・駅前の大型テレビジョンによる人権啓発の広報を行っている。

9 特に取り組んでいない

… 0.0% ( 0 )

【問5】 新型コロナウイルスに関連する差別や人権問題の対応にかかわって、検討されている取り組み、困っていることや国に対して求めることなどをご自由にお書きください。

【A】

同様の取組を市町村に対してもお願いすることで、県と市の連携による県全体での取組を進めています。

【B】

- ・本県では、新型コロナウイルス感染症を理由とする人権侵害をなくすため、市町村や関係機関と連携しながら、様々な広報媒体を活用した啓発を引き続き実施していく。
- ・国に対しては、全国的に知名度のある著名人を起用した戦略的な広報や啓発等、人権を守るためのさらなる対策の強化を要望している。

【C】

- ・国に対し求めること

感染者、医療機関や福祉施設等で治療や介護等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やそれらのご家族に対する人権侵害が起きないように、継続的な広報・啓発の取組を進めること

また、感染が広がっている地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に、人権に配慮した取組を行うこと

【D】

感染者や医療従事者等に対する差別が発生することがないように、正確な情報の発信や啓発等の強化を全国知事会や中部圏知事会、全国人権同和行政促進協議会を通じて国へ要望している、又は要望すべく調整中である。

【E】

医療従事者や感染者等の人権を守る対策の強化について国に対策を要望している。

【F】

- ・各種人権研修等で、新型コロナウイルスに関連する人権問題について取り入れていく予定。
- ・人権・同和问题啓発強調月間（11/11～12/10）において、新型コロナウイルスに関連する人権配慮について周知を行う予定。

【G】

本県では、県ホームページや新型コロナウイルス感染症にかかる県対処方針において、人権啓発や人権に関する相談窓口についての周知を実施してきました。

今後も間を置かず、県民向け広報誌や県発行の人権情報誌、7月の「差別をなくす強調月間」に係る新聞広告等を活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する人権啓発について、情報発信を実施していきます。

【H】

スポーツ組織と連携した啓発メッセージ動画作成を検討している。

【I】

国においては、人権侵害は決してあってはならないこと及び人権侵害に関する国の相談窓口（法務省）について、国民に広報・周知を徹底してもらいたい。

【J】

モニタリングや人権動画による啓発を引き続き実施する。

【K】

・国（地方法務局）・市町村・教育委員会・関係団体と連携協力し、オール●●県で新型コロナウイルスにおける偏見・差別などは許されないという内容の重点啓発及び相談窓口の周知を実施予定。

<検討手法>・啓発ポスター作成 ・ラジオ、テレビ、HP 等による啓発 など

・知事から国に対し、次のとおり緊急要望を行った。

「新型コロナウイルス感染症に関連する差別・偏見やデマの拡散は、人権侵害だけでなく、住民の冷静な行動を妨げ、感染拡大防止への支障となりかねないものであり、国において、正しい知識の継続的な広報や啓発を実施するとともに、相談窓口の充実及びその周知の強化など、人権を守る対策を講ずる

【L】

・国に対してインターネット等を悪用した特定の個人・団体に対する誹謗・中傷などの人権侵害行為等に対応するため、法的措置等を含めた実効性のある対策を早急に求める。

・国に対して人権啓発に係る必要な財源措置を講じるよう求める。

【M】

医療従事者への人権問題については、医師会や看護協会等関係団体を通じて実態の把握に努めている。

また、県としては、県知事自らメッセージを出すなど解消に向けて取り組んでいる。

【N】

新型コロナウイルス感染症に関して、差別や偏見を生み出す主要なツールであると考えられるインターネットや SNS について、人権侵害や風評被害を防ぐ有効な対策を講じるよう、知事から国に対して重点要望を行っている。

【O】

1 今後の取組

①テレビ放送でのスポット啓発。

②インターネット上の差別に対する取組強化。

2 国への要望

①インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を早急を実施することを国へ求める。

【P】

新型コロナウイルスに関連するものに限らず、インターネット上での差別的な書き込みへの対応には苦慮しております。

本県では、インターネット上の人権侵害情報に対しては、人権擁護機関である地方法務局に削除要請を行っていますが、プロバイダ事業者は、情報発信者から、表現の自由に制限を受けたとして損害賠償を求められる可能性があることから、人権侵害のおそれがある情報であっても削除をためらう状況にあります。

こういった現状を踏まえ、現在、昨年末に開催した有識者会議でいただいた意見等を踏まえ、必要な法整備等を国へ求めていくことを検討しているところです。

【Q】

新型コロナウイルスに関連する差別は、新たに対応すべき人権問題と考えており、今後、啓発活動を行うことを検討しています。

【R】

国に対して、病気の特性について国民に十分説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じていただくよう要望したいと考えている。

【S】

本県においては、人権に関する広報啓発を強化するとともに、問題が発生した場合には、速やかに適切な対応ができるよう、法務局、県弁護士会、県警察本部及び県の4者による連絡会議を設置した。